

# 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱(案)

## 【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に作る社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

## 【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

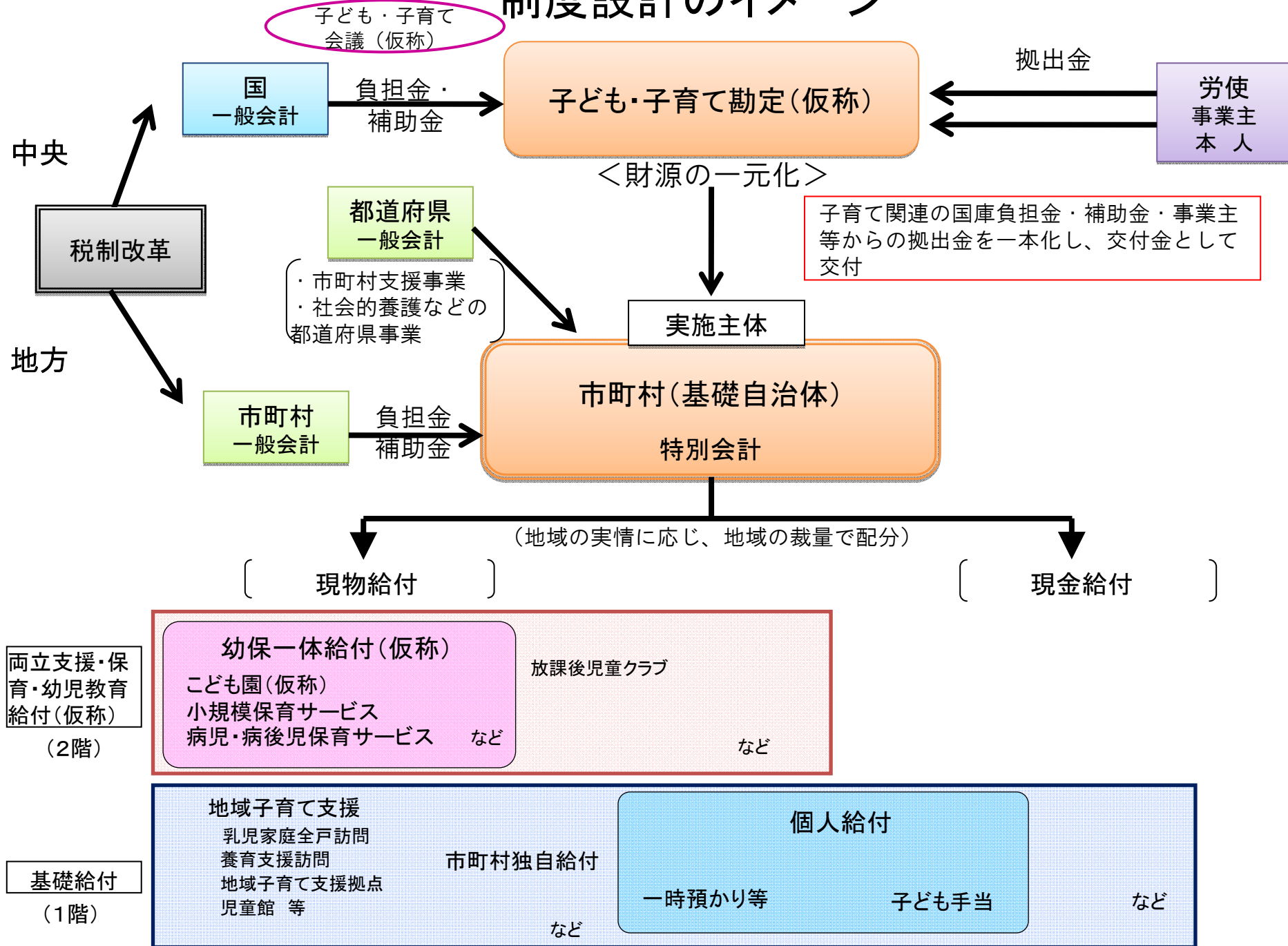
## 【新システムとは】 以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業者・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

### ■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携<sup>1</sup>

# 制度設計のイメージ



# 子ども・子育て新システムによるマーケットと雇用の創出

—新成長戦略との連携—

## 子ども・子育て新システム構築

(2013年度施行に向け、2011年通常国会までに所要の法案提出)

### ■ 幼保一体化

- ◇ 幼稚園・保育所の一体化（こども園（仮称））
- ◇ 給付の一体化（幼保一体給付（仮称））
- ◇ 機能の一体化（こども指針（仮称）、資格の共通化等）
- ◇ 多様な事業主体の参入

### ■ イコールフットィング等による多様な事業主体の参入促進

- ◇ 指定制度の導入
  - ※ 施設型・非施設型を問わず多様なサービスを客観的基準により指定
- ◇ 運営費の使途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業等への活用を可能に
- ◇ 施設整備費の在り方の見直し
- ◇ 株式会社等に対する社会福祉法人会計の見直し

### ■ 育児サービスへの集中投資による環境整備

- ◇ 保育ママ等の育成支援

### ■ サービスメニューの多様化等

- ◇ 多様なサービス（※）を幅広く指定
  - ※ こども園（仮称）、小規模保育サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス等
- ◇ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の体制を育児・教育支援の観点から改善・強化（小1、小4の壁解消）

## 【成長への貢献】

### ■ 雇用の拡大

- ☆ 子育てサービス従事者増  
約16万人以上
- ☆ 女性の労働力増

### ■ 潜在需要の顕在化とサービス供給の拡充

- ☆ 認可保育所等  
215万人→241万人
- ☆ 放課後児童クラブ  
81万人→111万人

### ■ 所得の増

- ☆ 女性の就業継続等による収入増  
約3.3兆円
- ☆ 子育てサービス従事者の所得増  
約0.5兆円

### ■ 将来の経済社会の担い手の増

# 子ども・子育て新システムと地域主権

○ 地域主権戦略会議での議論を踏まえ、以下のような制度設計を検討

【子ども・子育て新システムで実現する内容】

■ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現

## ■ 子ども・子育て包括交付金（仮称）の導入

☆ 新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に給付

## ■ 地域の実情に応じた現金給付・現物給付の組合せ（配分）や給付メニューの設定（選択）

## ■ 現金給付・現物給付の一体的提供

☆ 市町村による枠組みの下、個人の選択に基づく、子ども手当と子育て支援サービス（現物給付）の組合せ

☆ 市町村の選択で行う以下の仕組みを検討

- ・ 学校給食費等として学校への支払い
- ・ 子育て・教育サービス等の利用券方式

## ■ サービスメニューの多様化

☆ 多様なサービス（※）を幅広く指定

※ こども園（仮称）、小規模保育サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス 等

## ■ 幼保一体化

■ 基礎自治体の重視

## ■ 基礎自治体（市町村）が実施主体

■ 国・都道府県等は、市町村が実施する事業を重層的に支援

※子ども・子育て包括交付金（仮称）をはじめとした国と地方の役割に関する具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携を図る。

## ■ 子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

### ○ 国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

#### 【国】

- ・ 新システムの制度設計
- ・ 市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

#### 【都道府県】

- ・ 広域自治体として、市町村支援事業(広域調整、情報提供など)を実施
- ・ 都道府県が主体となっていく事業を実施(社会的養護など)

### ○ 市町村の権限と責務

- ・ 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- ・ 住民にサービス・給付を提供・確保

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

### ○ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)に、事業主・個人が拠出することを検討
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定(仮称)から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、子ども・子育て特別会計(仮称)において、地域の実情に応じた給付を実施

### ○ 子ども・子育て会議(仮称)の設置を検討

- ・ 地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討

### ○ 新システム実施体制の一元化

- ・ 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討

※ ワーク・ライフ・バランスを推進する観点からの制度の検討

※ 地方の自主性の発揮の観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重する仕組み



# 給付設計

## 基礎給付（すべての子ども・子育て家庭支援）

### 個人給付

子ども手当（現金）

子育て支援（現物）  
（一時預かり等）

- 市町村による枠組みの下、個人の選択に基づく組み合わせ
- 市町村の選択で行う以下の仕組みを検討
  - ・学校給食費等として学校への支払い
  - ・子育て・教育サービス等の利用券方式

妊婦健診

### その他の子育て支援

- 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館 等
- 新システムの事業として市町村の独自給付

## 両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）

### 産前・産後・育児休業給付（仮称）

…育児休業中の給付と保育サービスの切れ目ない保障

### 幼保一体給付（仮称）

…こども園（仮称）と多様な保育サービス

#### こども園＝幼保一体化

- 幼稚園・保育所の一体化（こども園（仮称））
- 給付の一体化…幼保一体給付（仮称）
- 機能の一体化
  - ・こども指針（仮称）の創設（→すべてのこどもに質の高い幼児教育・保育を保障）
  - ・資格の共通化等
- 多様な事業主体の参入

#### 多様な保育サービス

小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、  
早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広  
域保育サービス、病児・病後児保育サービス 等

### 放課後児童給付（仮称）

## 利用者の選択に基づく給付の保障

- サービスの確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約
- 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
  - …サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

## 多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入（多様なサービス類型ごとの基準）
- イコールフットィング
  - ・施設整備費の在り方の見直し、運営費の使途範囲の自由度の確保
- 撤退規制、情報開示等のルール化
- 質の向上の検討